

未就学児に係る国民健康保険料の被保険者均等割額の減額措置について

(1)改正の趣旨及び内容

- ・子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、公費負担により子どもの均等割保険料を軽減する。
(詳細別紙のとおり)

(2)影響額

・被保険者一人当たりの影響額

		軽減割合	基礎賦課額均等割保険料	後期高齢者支援金等均等割保険料
軽減なし世帯	現行	軽減なし	24,000円	11,000円
	改正後	5割軽減	12,000円 (24,000円*0.5)	5,500円 (11,000円*0.5)
2割軽減世帯	現行	2割軽減	19,200円 (24,000円*0.8)	8,800円 (11,000円*0.8)
	改正後	6割軽減	9,600円 (19,200円*0.5)	4,400円 (8,800円*0.5)
5割軽減世帯	現行	5割軽減	12,000円 (24,000円*0.5)	5,500円 (11,000円*0.5)
	改正後	7.5割軽減	6,000円 (12,000円*0.5)	2,750円 (5,500円*0.5)
7割軽減世帯	現行	7割軽減	7,200円 (24,000円*0.3)	3,300円 (11,000円*0.3)
	改正後	8.5割軽減	3,600円 (7,200円*0.5)	1,650円 (3,300円*0.5)

・銚子市の影響額	影響予定人数	235人
	影響調定見込額	△3,081,750円

※一般会計から繰入されるため(国1/2、県1/4、市1/4)、国民健康保険事業特別会計への影響はなし。

		対象人数	基礎賦課額均等割保険料	後期高齢者支援金等均等割保険料
軽減なし世帯	現行	124人	2,976,000円	1,364,000円
	改正後	124人	1,488,000円	682,000円
	差引		△ 1,488,000円	△ 682,000円
2割軽減世帯	現行	24人	460,800円	211,200円
	改正後	24人	230,400円	105,600円
	差引		△ 230,400円	△ 105,600円
5割軽減世帯	現行	34人	408,000円	187,000円
	改正後	34人	204,000円	93,500円
	差引		△ 204,000円	△ 93,500円
7割軽減世帯	現行	53人	381,600円	174,900円
	改正後	53人	190,800円	87,450円
	差引		△ 190,800円	△ 87,450円

※影響額等は、令和3年10月時点の被保険者の状況に基づき算出したものです。

子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入（国民健康保険制度）

1. 現状及び見直しの趣旨

- 国民健康保険制度の保険料は、応益（均等割・平等割）と応能（所得割・資産割）に応じて設定されている。その上で、低所得世帯に対しては、応益保険料の軽減措置（7・5・2割軽減）が講じられている。
- 子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、国保制度において子どもの均等割保険料を軽減する。

（参考）平成27年国保法改正 参・厚労委附帯決議

「子どもに係る均等割保険料の軽減措置について、地方創生の観点や地方からの提案も踏まえ、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、引き続き議論する」

2. 軽減措置スキーム

- 対象は、全世帯の未就学児とする。
※ 対象者数：約70万人（平成30年度国民健康保険実態調査）
- 当該未就学児に係る均等割保険料について、その5割を公費により軽減する。
※ 例えば、7割軽減対象の未就学児の場合、残りの3割の半分を減額することから8.5割軽減となる。
- 財政影響：公費約90億円（令和4年度）
※ 本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。
※ 令和3年度予算案ベースを足下にし、人口構成の変化を機械的に織り込んだ推計値。なお、医療の高度化等による伸びは直近の実績値により見込んでいる。
- 国・地方の負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- 施行時期：令和4年4月

【軽減イメージ】

